

審 査 基 準

令和7年 3月24日作成

法 令 名：道路交通法施行規則
根 拠 条 項：第30条の11第1項
処 分 の 概 要：運転経歴証明書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 道路交通法施行規則 第30条の11第2項（運転経歴証明書の再交付の申請）
審 査 基 準：法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：申請の当日中（再交付の申請に係る運転免許証を東京都公安委員会 が交付していた場合。行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：運転免許試験場
問 い 合 わ せ 先：運転免許試験場 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 (03-3581-4321(内線7251-5054))
備 考：